

2019年



登録電気工事基幹技能者

認定講習のご案内

新たに登録電気工事基幹技能者の
取得をめざす方へのご案内です。

この案内は(一社)日本電設工業協会ホームページ(<http://www.jeca.or.jp/>)
からダウンロードすることができます。

登録電気工事基幹技能者認定講習

検索



一般社団法人 日本電設工業協会
Japan Electrical Construction Association

認定講習について

本講習は、建設業法施行規則第18条の3の6の規定に基づき、「登録電気工事基幹技能者」の認定評価を行うための講習です。

本講習の合格者には、建設業法第27条の23第3項経営事項審査の項目及び基準(国土交通省告示第85号基幹技能者関係)による技術職員として一業種3点の加点となる「登録電気工事基幹技能者」を認定します。建設業種は、実務経験により「電気工事業」、「電気通信工事業」の2業種です。また、2018年4月より、建設業法の主任技術者の要件を満たす者と認められることになりました。

主催・後援・協賛

- 主催 一般社団法人 日本電設工業協会(以下、電設協という。)
〒107-8381 東京都港区元赤坂1-7-8
URL <http://www.jeca.or.jp/>
※登録電気工事基幹技能者に関する問合せ先
電話 03-5413-2165 FAX 03-5413-2166
- 後援 一般財団法人 建設業振興基金
- 協賛 各都道府県電業協会等

登録電気工事基幹技能者の職務

登録電気工事基幹技能者は、建設工事現場において職長等を管理するものとして、おおむね次の業務を行い、現場における直接の生産活動において基幹的役割を担います。

- ①安全、品質、工程管理を主とした技術者の支援
- ②現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ③現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ④生産グループ内の一般の技能者の施工に係わる指示、指導
- ⑤前工程・後工程に配慮した他の基幹技能者・職長との連絡調整

受講資格

条件は、次の①②③を全て満たす者とする。

- ①電気工事の直接施工業務に従事して、該当する建設業の種類ごとに10年以上の実務経験があること。
 - ②労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育(施行令第19条あるいは施行規則第40条)を修了して、受講申込日までに3年以上の職長経験を有しているもの。
 - ③第一種電気工事士免状を取得していること。(平成26年度より、取得後5年以上の実務経験は不要)
- ※実務経験は、受講申込日までとします。

必要証明書類

受講資格条件を満たす証明として、次の書類を添付する。

- ①実務経験については、事業主が証明した実務経験証明書。受講者が事業主の場合は、記載事実に相違がない旨の誓約書(署名、捺印)が必要。
- ②職長経験については、同実務経験証明書と労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育修了の写しを貼付する。
- ③第一種電気工事士免状の写し。

講習の開催地

一般社団法人 日本電設工業協会の9支部(北海道、東北、北陸、関東、東海、関西、中国、四国、九州)及び各県電業協会等(「2019年登録電気工事基幹技能者認定講習開催地・申込先一覧」参照)

開催日

2019年10月26日(土)、27日(日)の2日間とします。

講習免除

次の者は、認定講習の講義を免除し、2日目に行われる認定講習修了試験のみ受けることができます。

- ①平成29年度及び30年度の登録電気工事基幹技能者認定講習を受講し、修了試験に不合格となった者。
※「平成30・31年度講習免除証明書」または「2019・2020年 講習免除証明書」の写しが必要です。
- ② 登録電気工事基幹技能者講習修了証の保持者で有効期限を6ヶ月以上経過し、1年未満の者。
※「講習免除証明書(更新申請者)」が必要です。(写しは不可)

受講料・振込先

受講料: 18,840円(税込)

[講習免除者は9,420円(税込)]

10月1日より消費税増税に伴い、10月末の講習は増税対象となる為、受講料の消費税を10%として金額の変更をします。

1. 受講料には、受講費、教材費、講習修了証作成・発行費が含まれています。交通費、昼食費、宿泊費は含みません。
2. 申込受付後の受講料は、原則として返却いたしません。
3. 受講料の領収書は、郵便局の「払込受領証」または、取扱金融機関等の「振込受領証」をもって代えさせていただきます。
4. 受講料は、次の口座に振込み下さい。*振込み手数料は受講者にご負担下さい。

・ゆうちょ銀行 窓口で振込みの場合 (郵便局備え付けの用紙にて振込みの場合)
00100-6-399328 一般社団法人日本電設工業協会

・ゆうちょ銀行以外の金融機関から振込みの場合

金融機関 (コード)	ゆうちょ銀行	(No.9900)
店名[カナ] (コード)	〇一九店[ゼロイチキユウ店]	(No.019)
預金種類/口座番号	当座 0399328	
口座名[カナ]	一般社団法人日本電設工業協会	
	[シヤ)ニホンデンセツコウギョウキョウカイ]	

受付期間

各会場とも2019年7月19日(金)～8月20日(火)消印まで。但し、会場の都合により、定員となり次第締切りとさせていただきます。

教材

- ・登録電気工事基幹技能者読本(2019・2020年版)

開催地・申込先

2019年 登録電気工事基幹技能者 認定講習開催地・申込先一覧

支部	開催地	会場名称	定員	申込書提出先
北海道支部	札幌	〒060-0004 札幌市中央区北4条西7-1-4 北農健保会館 ☎ 011(261)3270	50	〒060-0031 札幌市中央区北一条東3-1-1 (北電興業ビル4階) (一社)日本電設工業協会 北海道支部 ☎ 011(271)2932
東北支部	仙台	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館 ☎ 022(262)6701	80	〒980-0804 仙台市青葉区大町2-2-25 (株)ユアテック宮城支社内) (一社)日本電設工業協会 東北支部 ☎ 022(225)0520
北陸支部	石川	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター ☎ 076(268)2010	70	〒939-8571 富山市小中269 (北陸電気工事(株)内) (一社)日本電設工業協会 北陸支部 ☎ 076(481)6100
関東支部	東京	〒107-0051 東京都港区元赤坂1-7-8 東京電業会館 ☎ 03(6447)0595	120	〒107-0051 東京都港区元赤坂1-7-8 (東京電業会館7F) (一社)日本電設工業協会 関東支部 ☎ 03(6447)0595
	埼玉	〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連研修センター ☎ 048(864)0385	60	〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 (埼玉建産連会館) (一社)埼玉県電業協会 ☎ 048(864)0385
	長野	〒390-0811 松本市中央1-23-1 松本商工会議所 ☎ 0263(32)5355	36	〒380-0815 長野市大字鶴賀字流2088-1 (長野電気会館) (一社)長野県電設業協会 ☎ 026(234)3528
東海支部	名古屋	〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-32 上前津KDビル ☎ 052(242)1753 (東海支部)	50	〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-32 (上前津KDビル6F) (一社)日本電設工業協会 東海支部 ☎ 052(242)1753
関西支部	大阪	〒564-0063 吹田市江坂町1-14-22 大阪府電設健保センター ☎ 06(6312)1895 (関西支部)	100	〒530-0055 大阪市北区野崎町9-8 (永楽ニッセイビル5F) (一社)日本電設工業協会 関西支部 ☎ 06(6312)1895
中国支部	広島	〒730-0844 広島市中区舟入幸町24-1 広島電業協会 ☎ 082(232)7940	50	〒730-0844 広島市中区舟入幸町24-1 (中電工舟入ビル1F) (一社)日本電設工業協会 中国支部 ☎ 082(232)7941
四国支部	高松	〒761-8032 高松市鶴市町1417-2 (株)四電工 社員研修所 ☎ 087(861)8772	80	〒761-8565 高松市花ノ宮町2-3-9 (株)四電工内) (一社)日本電設工業協会 四国支部 ☎ 087(865)0620
九州支部	福岡	〒810-0014 福岡市中央区平尾2-14-10 九州電業会館 ☎ 092(521)6475	50	〒810-0014 福岡市中央区平尾2-14-10 (一社)日本電設工業協会 九州支部 ☎ 092(521)6475
	熊本	〒862-0950 熊本市中央区水前寺3-17-15 ユースピア熊本(熊本県青年会館) ☎ 096(381)6221	60	
	鹿児島	〒890-0062 鹿児島市与次郎1-3-11 鹿児島電設会館 ☎ 099(257)3877	30	〒890-0062 鹿児島市与次郎1-3-11 (鹿児島電設会館) (一社)鹿児島県電設協会 ☎ 099(257)3877

*必ず**第一希望会場の「申込書提出先」**まで郵送にて提出して下さい。第一希望会場以外の提出先、あるいは直接会場に郵送された場合には、無効となります。

申込み方法

受講希望者は、別紙にある以下の書類に必要事項を記入し、写真、受講料払込証明書並びに必要な書類の写しを貼付の上、第一希望会場の「申込書提出先」まで普通郵便にてお送り下さい。

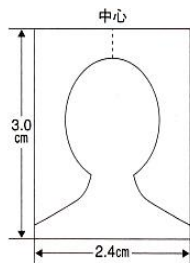
※黒ボールペンで記入して下さい。(鉛筆・消えるボールペンは使用できません。)

※記入例をホームページに掲載しております。(電工/通信/電工・通信)ご参照ください。

1. 受講(受験)申込書 (書式1)

所定の事項を記入後、写真を貼付して下さい。

写真



①申込者本人のみがカラー写真で撮影されたもの。(モノクロ写真は不可)

②6ヶ月以内に撮影されたもの。

③たて3.0cmよこ2.4cmふちなし正面、肩口まで写っているもの、無帽、無背景。

※写真は申込書の所定の位置にはみださないように貼る。

※写真は講習修了後に発行される修了証に証明写真として印刷されます。

※パソコンプリンターで印刷する場合、画像データ、プリンターともに高画質のものを用い、写真用の印画紙に印刷して下さい。

(注)申込書・写真票に貼付する写真は同じものであること。

2. 実務経験証明書 (書式2,3,4)

所定の事項を記入後、証明者として事業主の署名と押印をして下さい。

3. 資格の証明 (書式5)

・第一種電気工事士免状の写しの貼付

第一種電気工事士免状(写真・登録番号・定期講習受講記録のページ迄全て)をコピーして貼付して下さい。

・職長教育修了証の写しの貼付

労働安全衛生法第60条によるものであることが証明できる建設業としての職長教育修了証(受講者名・受講日が分かるもの)をコピーし、貼付して下さい。

4. 受講料払込の証明 (書式6)

・郵便局または取扱金融機関で受講料の払込を済ませた「受領証」の写しを貼付して下さい。

・書類審査等で受講が認められない場合など、振込みされた金額を返金する時のため、お取引銀行(返金口座)を必ずご記入下さい。

5. 写真票 (書式7)

受講申込書に貼付したものと同一写真を貼付し、氏名(フリガナ)、生年月日を記入して下さい。

受講番号、在席状況、通信欄は記入しないで下さい。

6. 講習免除の証明書 (書式8)

講習免除を受ける場合には、証明書が必要です。

①平成29年度及び30年度に登録電気工事基幹技能者認定講習を受講し、修了試験に不合格となり、試験のみ受験される方は、受講申込書に「平成30・31年度講習免除証明書」または「2019・2020年講習免除証明書」の写しを貼付して下さい。

②登録電気工事基幹技能者講習修了証の保持者で有効期限を6ヶ月以上経過し、1年未満の方で、講義の受講を免除し試験のみ受験する方は「講習免除証明書(更新申請者)」が必要です。原紙を貼付して下さい。写しは認められません。

受講票の送付

受講票は、受講日の2週間前にテキストとともに受講者の現住所に送付いたします。受講日の1週間前までに受講票が届かない場合には、受講申込書の提出先にお問い合わせ下さい。

講習プログラム

	科 目	内 容	講習時間
一 日 目	受講説明 ・基幹技能一般知識に関する科目 ・基幹技能者関係法令に関する科目	第1章 登録電気工事基幹技能者のあり方 ・建設技能者の労働環境 ・電気工事基幹技能者の在り方 ・登録基幹技能者制度と各団体の活動 (1時間)	9:00～ 12:00
		第2章 電気工事における新材料、新工法 (1時間)	
		第3章 OJT教育 (1時間)	
	・建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、その他の技術上の管理に関する科目	第4章 施工管理、事務管理、原価管理 関連法規及び法改正等 (2時間半)	13:00～ 15:30
		第5章 工程管理 (1時間)	15:30～ 16:30
二 日 目	(1日目からの続き) ・建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、その他の技術上の管理に関する科目	第6章 資材管理 (1時間)	9:00～ 10:00
		第7章 安全管理 第8章 労務管理 (2時間)	10:00～ 12:00
		第9章 品質管理 第10章 環境管理 (1時間半)	13:00～ 14:30
		休 憩	14:30～ 14:50
	認定講習修了試験についての 注意事項		14:50～ 15:00
	認定講習修了試験	学科試験	15:00～ 16:00

※講習免除者は、認定講習の講義を受講出来ません。

認定講習修了試験

認定講習を受講した者は、引き続き認定講習修了試験を受けるものとします。
講習免除者は、10月27日(日)の14:30までに会場へお越し下さい。

受講する際のお願い事項

受講当日は必ず次のものを持参して下さい。

- ①受講票又は受験票(受講票又は受験票を忘れた人は受講(受験)できません)
- ②第一種電気工事士免状
- ③読本(教材、受講票とともに送られたもの)
- ④筆記用具

講習修了証の交付

1. 認定講習を受講し、修了試験に合格した者は、「登録電気工事基幹技能者」として認定し、(一社)日本電設工業協会に登録して、登録電気工事基幹技能者講習修了証を交付します。(2020年1月末日までに発行を予定しています。)経営事項審査で加点評価される基幹技能者は、このカード型の「講習修了証」を交付された者となります。
2. 登録電気工事基幹技能者講習修了証の**有効期限は5年間**です。
更新申請は、有効期限1年前より受付けています。手続きの方法については電設協ホームページをご参照下さい。
3. 2018年より「建設業法の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と記載されます。

— 登録電気工事基幹技能者講習修了証見本 —

登録電気工事基幹技能者講習修了証	
	修了証番号 第 019999-99999 号
	氏名 電通 三郎 (生年月日 昭和40年11月23日)
実務経験を有する建設業の種類： 電気工事業 電気通信工事業	
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、電気工事業 電気通信工事業について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。	
☆☆☆☆☆	修了年月日 2019年12月15日 有効期限 2024年12月14日
一般社団法人	日本電設工業協会(登録番号第1番)

(表)

[備考]
・表面記載の「有効期限」の期日をもって講習修了証は失効するものとする。
・表面記載の★印は更新回数を表す。

(裏)

※建設業の種類で電気工事業、電気通信工事業を修了した方の例です。

合格者の公表

合格者の氏名等を当協会のホームページ、メールマガジン、月刊誌「電設技術」等に公表するとともに、登録基幹技能者データベース(建設業振興基金)で公開します。

試験の問題と合格基準の公表

試験問題、解答及び合格基準は、試験の可否の決定後2ヶ月以内に、当協会ホームページ、メールマガジン、月刊誌「電設技術」に掲載して公表します。

助成金のご案内

— 事業主のみなさま —

「登録基幹技能者認定講習」は、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の対象となっています。

事業主の所在地を管轄する都道府県労働局、またはハローワークにて、手続きが出来ます。

※詳しくは各労働局・ハローワークでご確認下さい。